

罹(り)災、被災 証明書の取り扱いについて

総合防災課

被災物件により証明書の取り扱いが違いますので、ご注意ください。

① 【罹災証明】

罹災証明は、住家・住家兼店舗（店舗・空き家は除く）の被災を証明するものです。

被災区分は下記のとおりです。

全壊：	損害割合が50%以上
大規模半壊：	損害割合が40%以上50%未満
半壊：	損害割合が20%以上40%未満
準半壊：	損害割合が10%以上20%未満
準半壊に至らない：	損害割合が10%未満

※住家の認定で、準半壊以上となる場合は、総合防災課で現地確認を行います。判定には2・3日必要となります。

※申請者が提出する、写真により「準半壊に至らない」被災が確認できる場合は、受付を行いその場で証明書を発行します。

※屋根のトタン剥離は、面積の多少に係わらず「準半壊に至らない」となります。

② 【被災証明】

被災証明は、住家以外の建物、家財等の被害等を証明するもので、被災程度の区分はありません。

基本的には、被災者の申請によるもので現地調査は行わず、申請者が添付する写真等により判断します。

非住家：	貸家・店舗・事務所・空き家・その他
その他：	車両・車庫・倉庫・塀・給湯器・その他

